



2012年4月5日

各 位

会 社 名 株式会社サンデー  
代表者名 代表取締役社長 宮下直行  
(コード番号 7450 大証 JASDAQ)  
問合せ先 取締役管理本部長 成澤真一  
(電話 0178-47-8511)

## 決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2012年4月5日開催の取締役会において、2012年5月16日開催予定の第38期定時株主総会に下記の定款変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更内容

##### (1) 決算期の変更

当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとしておりますが、当社の親会社であるイオン株式会社の事業年度が毎年2月末日であることを勘案し、効率的な業務遂行を行うため、当社の事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更いたします。

事業年度の変更に伴い、現行定款第10条（定時株主総会の基準日）、第43条（事業年度）、第44条（剰余金の配当）、第45条（中間配当）につき、所要の変更を行うものであります。また、経過的な措置を定めるため附則を設けることといたします。

現在の事業年度終了日 毎年2月20日

変更後の事業年度終了日 毎年2月末日

同事業年度変更に伴い第39期は、2012年2月21日から2013年2月28日までの12ヶ月8日の変則決算となる予定です。

##### (2) 事業目的の追加

今後の事業展開等を勘案し、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。

##### (3) 剰余金の配当

機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となるよう変更するものであります。

##### (4) 上記のほか、未払いの配当金について定めが不足している文言の追加及び修正等所要の変更をするものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2012年5月16日

定款変更の効力発生日 2012年5月16日

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) (条 文 省 略)</p> <p>第2条 (目 的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>第1号～第33号 (条 文 省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>34. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第4条 (条 文 省 略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条 (定時株主総会の基準日)</p> <p>当社は、毎年2月20日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第43条 (事業年度)</p> <p>当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとする。</p> <p>第44条 (剰余金の配当)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>剰余金の配当は、毎年2月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p> <p>第45条 (中間配当)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年8月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第46条 (剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) (現行どおり)</p> <p>第2条 (目 的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>第1号～第33号 (現行どおり)</p> <p>34. <u>自転車類、機械工具類、道具類、CD・DVD、書籍の買取りおよび販売</u></p> <p>35. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条 (定時株主総会の基準日)</p> <p>当社は、毎年2月<u>末日</u>の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第43条 (事業年度)</p> <p>当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月<u>末日</u>までとする。</p> <p>第44条 (剰余金の配当)</p> <p><u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>② 剰余金の配当は、毎年2月<u>末日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p> <p>第45条 (中間配当)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年8月<u>末日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p><u>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>第46条 (剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p><u>② 未払いの配当金には、利息を付けないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>第43条 (事業年度) の規定にかかわらず、第39期事業年度は、2012年2月21日から2013年2月28日までとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、第39期事業年度経過後にこれを削るものとする。</u></p>

以上